附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年九月十五日から施行する。

（法附則第二条第一項第一号及び第二号の公認心理師となるために必要な科目）

第二条　法附則第二条第一項第一号及び第二号の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　保健医療分野に関する理論と支援の展開

二　次に掲げる科目のうち二科目

イ　福祉分野に関する理論と支援の展開

ロ　教育分野に関する理論と支援の展開

ハ　司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開

ニ　産業・労働分野に関する理論と支援の展開

三　次に掲げる科目のうち二科目

イ　心理的アセスメントに関する理論と実践

ロ　心理支援に関する理論と実践

ハ　家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践

ニ　心の健康教育に関する理論と実践

四　心理実践実習

（法附則第二条第一項第三号及び第四号の公認心理師となるために必要な科目）

第三条　法附則第二条第一項第三号及び第四号の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　次に掲げる科目のうち三科目

イ　心理学概論

ロ　臨床心理学概論

ハ　心理学研究法

ニ　心理学統計法

ホ　心理学実験

二　次に掲げる科目のうち四科目

イ　知覚・認知心理学

ロ　学習・言語心理学

ハ　感情・人格心理学

ニ　神経・生理心理学

ホ　社会・集団・家族心理学

ヘ　発達心理学

ト　障害者・障害児心理学

三　次に掲げる科目のうち二科目

イ　心理的アセスメント

ロ　心理学的支援法

ハ　心理演習

ニ　心理実習

四　次に掲げる科目のうち二科目

イ　健康・医療心理学

ロ　福祉心理学

ハ　教育・学校心理学

ニ　司法・犯罪心理学

ホ　産業・組織心理学

五　次に掲げる科目（前号の二科目のうち一科目が同号イに掲げる科目である場合にあっては、ロ又はハに掲げる科目）のうち一科目

イ　健康・医療心理学

ロ　人体の構造と機能及び疾病

ハ　精神疾患とその治療

（受験資格の特例）

第四条　法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による大学に入学した者であって、当該大学において前条に定める科目を修めて同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められたもの

二　平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程において文部科学大臣が定める日以後に前条に定める科目を修めて卒業した者

第五条　法附則第二条第二項の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次条に定める施設で適法に法第二条第一号から第三号までに掲げる業務を業として行っていた者であって、平成二十九年九月十五日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して五年を経過しないものとする。

第六条　法附則第二条第二項第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一　第五条第一号から第二十五号までに掲げる施設

二　前号に定める施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

第七条　平成三十四年九月十四日までは、第九条第二項中「法第七条各号又は法附則第二条第一項各号」とあるのは、「法第七条各号、法附則第二条第一項各号又は同条第二項」とする。

（実習演習担当教員及び実習指導者に関する経過措置）

第八条　実習演習担当教員については、第三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次のいずれかに該当する者を実習演習担当教員とすることができる。

一　学校教育法による大学（大学院及び短期大学を含む。）において、教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し三年以上の経験を有する者

二　学校教育法による専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し三年以上の経験を有する者

2　実習指導者については、第三条第四項の規定にかかわらず、当分の間、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、第一条各号に掲げる科目を開設する学校教育法による大学若しくは専修学校の専門課程又は第二条各号に掲げる科目を開設する同法による大学院が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

（文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第九条　文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の項を加える。

公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）	第十七条（第三十八条において準用する場合を含む。）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一に次の項を加える。

公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）	第十七条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け及び保存